



台風第 19 号 関連情報  
「災害ごみの取り扱い」について



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 18 日  
郡山市生活環境部  
3R 推進課  
TEL：924-2181

【10/18 18:30 送信】

## ◎ 災害ごみの取り扱い

## 収 集

10月15日（火）より災害ごみの収集を開始しております。

各戸の道路沿いに出された災害ごみは区域（エリア）ごとに、順次収集していきます。

※ 可能な限り、燃えるごみ・燃えないごみ・畳・タイヤ・大型家電に分別してください。

※ 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物につきましては、ごみカレンダーのとおり収集します。

なお、粗大ごみの収集受付は、災害ごみの収集を優先させるため、当面の間休止します。

## 自己搬入

## 【市民の方】

10月16日（水）より河内クリーンセンターへの自己搬入の受入を開始しました。

自己搬入の際は、センター係員の指示に従ってください。

○ 平日（祝日含む）：午前8時30分から午後4時まで

○ 土・日曜日：午前8時30分から午後5時まで

※ 搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、窓口にて氏名等の記入をいただきます。

## 【事業者の方】

①災害ごみ（漂着したごみを含む）は、市の指定した搬入場所へ自己搬入していただきます。

なお、搬入時期及び場所については、決まり次第お知らせします。

それまでの間は、自社敷地内の安全な場所で保管ください。

②搬入に当たっては、り災証明書（コピー可）または、り災証明申請書のコピーが必要となりますので、ご準備ください。

※ 建築廃材及び処理困難物（危険物、薬品など）については、搬入できません。判断が難しいものについては、3R推進課へご相談ください。

台風第19号による浸水被害の影響で、本市のごみ処理2施設のうち、富久山クリーンセンターが稼働停止し、ごみの搬入や処分が出来ない状況となっております。

このため、市内全域の家庭ごみに加えての災害ごみ処理は、現在のごみ処理施設の処理能力を大きく超えているため、ごみ集積所から収集した家庭ごみは、今後、仮置きが必要がでてきます。

市民の皆様におかれましては、現在のごみ処理の実情をご理解いただき、各家庭において、更なるごみの減量と分別にご協力ください。